平成30年3月15日 大分合同新聞朝刊掲載

えるほかありません。受

きなければ法的手段に訴

しかし、話し合いがで

忍限度を超えた騒音につ

いては、自治体に規制条

例があるかどうかにかか

た騒音は、 ばならない限度)を超え 動かしています。そのた 受忍限度(我慢しなけれ を「人格権」といいます。 生活に関する利益の総体 質的な生命や身体、精神、 ります。各人の人格に本 間としての尊厳にふさわ として生存する以上、人 め騒音に悩まされ、人間 を収穫した後、乾燥機を でいる人は毎年、米や麦 できません。どうしたら らしい生活をすることが していると評価されま よいのでしょうか。 しい生活を営む権利があ あなたには、 私の家の隣に住ん 人格権を侵害 人間

仮処分の申し立てを

例で、 ださい。騒音が規制値を 規制条例があるかどう 超えていれば、行政の指 か、問い合わせてみてく す。住んでいる自治体に ているところもありま に騒音の規制基準を定め が最良の方策と思いま 長や自治委員など)に仲 のであれば、第三者(区 生活していきたいという ることもあります。 導を求めることで解決す 介を依頼して話し合うの あなたが今後、円満に 自治体によっては、条 地域別や時間帯別

なります。 ります。仮処分の申し立 成立することも数多くあ 詳しくは弁護士に相談し の仮処分」を申し立てま せたければ、 早急に生活妨害をやめさ 判所に訴える(仮処分と 張して生活妨害禁止を裁 請求も含めた本裁判によ できなければ、慰謝料の 決策といえます。和解が ては有効な早期紛争の解 てください。 す。手続きが煩雑なので、 本裁判)ことになります。 わらず、人格権侵害を主 って解決を目指すことに 仮処分の裁判で和解が 「妨害禁止

清源万里子)